

# 第3 2軍司令部壕ガイド養成プログラム及び 第1 坑口デジタルジオラマ作成業務委託 企画提案仕様書

## 1 件名

第3 2軍司令部壕ガイド養成プログラム及び第1 坑口デジタルジオラマ作成業務委託

## 2 目的

第3 2軍司令部壕は、戦争の残酷さを知るとともに、平和の大切さを学ぶ平和教育の場としても貴重な戦争遺跡である。戦後80年が経過し、戦争体験者の証言を直接聞くことが難しくなる中で、物言わぬ語り部である戦争遺跡の活用が求められている。

そのため、以下の(1)～(3)を目的とする。

### (1) ガイド養成プログラムの作成および講座・フィールドワークでの検証

令和7年3月に策定した「第3 2軍司令部壕保存・公開基本計画」では、多くの人たちが同壕を訪れる機会の創出や、語り部・ガイド等の養成について示されており、史実等に基づいた正確な説明に資するため、ガイドテキストを作成したところである。

今後は、ガイドテキストを活用し、第3 2軍司令部壕のガイドを養成するため、ガイド養成プログラムの作成が必要となっている。

そのため、ガイド養成プログラムの作成および講座・フィールドワークでの検証を行う。

### (2) 第1 坑口デジタルジオラマ作成

第3 2軍司令部壕の第1 坑口やその周辺（掩蔽壕・無線通信所跡）は、観光客が多く訪れる首里城公園内に位置していることから、その活用を行うことで、多くの人々の考えるきっかけとなり、沖縄戦の歴史的教訓を次世代へ正確に継承することに繋がる。

そのため、県民や観光客等へ周知することを目的に、第1 坑口やその周辺（掩蔽壕・無線通信所跡）のデジタルジオラマを作成する。

平和学習の入口やきっかけとなるよう、シンプルでわかりやすい内容とし、スマートフォンなどから簡単にアクセスでき、気軽に利用できるコンテンツとすること。

### (3) 資料等編さんワーキンググループ会議の運営

上記(1)(2)を実施するにあたり、有識者意見を聴取するための資料等編さんワーキンググループ会議（以下「会議」とする）の開催が必要となる。

そのため、各種資料作成支援、有識者意見聴取のための会議の運営など、各種支援を行う。

## 3 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

## 4 委託料上限額

12,648,000 円以内（消費税及び地方消費税（10%）を含む）

## 5 委託業務の内容

### (1-1) ガイド養成プログラムの作成

#### ア 概要

第32軍司令部壕のガイドを行うにあたり、第32軍の創設理由や首里に壕を構築した経緯、太平洋戦争から沖縄戦に至る過程、米軍の動向、沖縄戦の経過、壕構築の推移、地域との関係など、多岐にわたる史実等に基づく知識が求められる。

そのため、ガイドテキストを活用し、沖縄戦の実態や第32軍司令部壕が果たした役割等について説明できるガイドを養成する講座・フィールドワークの内容や回数、構成などについて検討し、効果的なガイド養成プログラム作成をする。

なお、作成にあたり、会議にて有識者の意見を聴取し、了解を得ながら進めるものとする。

#### イ 主な検討項目

##### ① 講座・フィールドワークの内容及び構成

第32軍司令部壕について史実等に基づき説明できるよう、多種多様な構成とすること。

また、令和7年度に実施した講座・フィールドワークでの受講者、講師アンケート結果を踏まえて内容を検討すること。

##### ② 講座・フィールドワークの回数・形式・日程等

効果的にガイドを養成できる形式等とすること。

なお、講座・フィールドワークは、ともに年5回程度を想定している。

##### ③ フィールドワークのルート

第32軍司令部壕ガイドテキストに基づき、沖縄戦の実相や第32軍司令部壕が果たした役割等について理解を深めることができる、効果的なルートを選定すること。(ガイドテキストで設定しているモデルルートを想定)

また、日程については、熱中症等を考慮すること。

##### ④ 講師の選定(専門性・人数・役割分担)

第32軍司令部壕のガイドに知見を有する者、または令和8年度に設置する編さんワーキンググループ委員も含めて設定すること

##### ⑤ 受講生の対象・人数・募集方法

ガイド養成プログラムを効果的に検証できる受講生の対象等とすること。

受講者からのフィードバックや、フィールドワークが可能な人数を考慮した人数とすること。(20名程度を想定)

##### ⑥ フィールドワーク講座内容の理解度評価(アンケート等)

適切なガイド養成プログラムとなっているか確認するため、受講生あてアンケート調査を実施すること。

##### ⑦ 講座の開催場所

講座は首里城公園首里杜館や県立芸術大学金城キャンパス等を検討すること。

## (1-2) 講座・フィールドワークによるガイド養成プログラムの検証

### ア 概要

(1-1) で作成したガイド養成プログラムについて、以下イ・ウの講座・フィールドワークで実施し、検証を行う。なお、検証にあたり、会議にて有識者の意見を聴取し、了解を得ながら進めるものとする。

なお、受注者でプログラムの作成を行う際は、事前に有識者の意見を受けるものとする。

また、講座およびフィールドワークについては、各5回ずつとする。

### イ 講座による検証

上記(1-1) で作成したガイド養成プログラムに基づいて、実際に講座を実施し検証する。

### ウ フィールドワークによる検証

上記(1-1) で作成したガイド養成プログラムに基づいて、実際にフィールドワークを実施し検討する。

### エ 講座・フィールドワーク時の注意事項

- ① 参加者の募集・決定・通知
  - ・居住地等から集合・解散場所までにおいて必要な交通手段や経費は参加者負担であること及び、徒歩によるフィールドワークであること、第5坑口付近は急傾斜地であること等について、募集の段階で告知すること。
  - ・応募状況を取りまとめて沖縄県と調整した上で参加者を決定すること。
  - ・応募者へ結果を通知すること。
- ② 使用するテキスト、各種資料について
  - ・令和8年3月に作成した第32軍司令部壕ガイドテキスト（本編・写真資料編）について、受講者人数分を印刷の上、講座当日に配布すること。
  - ・その他資料については県と協議の上、準備すること。
- ③ レクレーション保険の手配
  - ・参加者及びガイド等に、レクレーション保険を手配すること。
- ④ 現場下見の実施
  - ・フィールドワーク現場について事前に下見を行い、安全確認を行うこと。
  - ・草刈り等が必要な場合は、フィールドワーク前に草刈り等を行うこと。
- ⑤ 参加者の管理
  - ・必要に応じて名札等を作成し、フィールドワークの際は参加者が揃っているか確認すること。
  - ・第5坑口周辺は未舗装の獣道となっているため、必要に応じて参加者の軍手や長靴、虫よけ等を準備すること。

## (2) 第1坑口デジタルジオラマ等の作成

### ア 概要

第1坑口および第1坑口周辺のデジタルジオラマ等の作成に関する留意事項は以下のとおりとする。

- ① 平和学習の入口やきっかけとなるよう、シンプルでわかりやすい内容とし、スマートフォンなどから簡単にアクセスでき、気軽に利用できるコンテンツとすること。ページの内容は、情報過多とならないように配慮し、運用コストが過度にかからない、コンテンツの検討を行うこと。
- ② 作成にあたる計画・準備や内容検討、必要な条件・要件の検討、照査、委員や関係者調整等は含むものとする。
- ③ 作成するページは、スマートフォン・タブレット・パソコン等で閲覧できるものとし、各端末からの閲覧に対し、文字や写真・図を活用し、閲覧に配慮したコンテンツとする。
- ④ 掲載内容は、第32軍司令部壕に係る各種計画、資料、既存のHP等（11（4）参照）に留意する。
- ⑤ ページごとに資料等編さんワーキンググループ会議にて議論を行い、掲載内容を決定する。
- ⑥ 各ページの作成について、史実に基づいた作成に心掛けるものとする。
- ⑦ ページ構成については、以下イのとおりとするが、会議での各議論や業務目的のため、必要に応じて各構成等についての見直しもありうる。

### イ ページ構成（スマートフォン、タブレット、パソコン等の各ページ作成）

ページ No.	名称	ページ概要
-	QR読み取り	県民・観光客等のスマートフォン・タブレットからQRコードを読み取りするものとする。 (QRコードの貼り付け場所の選定、貼り付け作業については、委託費用に含まない) なお、パソコンからはURLからのアクセスとする。
1	第32軍司令部壕の概要（全体） <文字・写真・図等>	第32軍司令部壕の構造、役割、南部撤退等の概要（内容は、HPで公開している第32軍司令部壕保存・公開基本計画や第32軍司令部壕ガイドテキスト等をもとに、受注者で収集・整理・作成）を掲載する。
2	現在の第1坑口周辺 <文字・パノラマ写真等>	パノラマ写真等を使用のうえ、現在の第1坑口周辺の状況が分かる内容とする。なお、受注者にて写真を収集もしくは撮影を行うものとする。

3	<p>第1坑口周辺のデジタルジオラマ作成        &lt;文字・写真・WebGL・AR・VR・360度パノラマ等&gt;</p>	<p>壕構築当時の第1坑口や第1坑口周辺の状況について、坑口の写真や発掘調査により発見された遺物等をもとに、デジタルジオラマ（WebGL、AR、VR、360度パノラマ等）を作成する。</p> <p>作成に当たっては、受注者にて各画像や位置情報等を収集・整理し、会議でデジタルジオラマの手法等の議論を行い、当業務の目的に沿った掲載内容を決定する。なお、受注者はデジタルジオラマ（WebGL、AR、VR、360度パノラマ等）について、他事例等の参考事例を会議へ複数案の提示を行い、方針決定後にデジタルジオラマの具体的な作成を行うものとする。</p> <p>（方針決定前にデジタルジオラマの複数案の具体的な作成は不要）</p> <p>なお、第1坑口の壕構築当時の写真は見つかってはいないが、周辺に陸軍が掘った壕坑口の写真があるため、坑口のデジタルジオラマ作成時にはそれらを活用・準用すること。第1坑口や第1坑口周辺の発掘調査により発見された遺物や通路位置、掩蔽壕の状況、無線通信所跡の状況等については、県（知事公室及び教育庁）にて令和5年度から調査を行っているため、成果品をもとに作成すること。また、発掘調査は令和8年度調査分も含めること。</p>
---	---	---

#### ウ アップロードおよび公開

イで作成した各ページを11(4)アの「第32軍司令部壕専用HP」のサーバーへアップロードを行い、公開まで行った上で、納品を行うものとする。なお、公開の前には各コンテンツが想定する動作環境で機能するかの確認を行うものとする。

#### エ 過去の発掘調査

令和5年度、令和6年度の発掘調査により、第1坑口付近の床面や柱、床板等が出土し、第1坑口の正確な位置が特定された。坑口の天井部分は既に崩落し、支柱や梁等の構造物はほとんどが消失していると推測されている。

また、令和7年度の発掘調査により、第1坑口から周辺の各遺構（掩蔽壕2か所・無線通信所跡2か所）に延びる通路が発見され、それらの関係性が確認されている。

なお、令和8年度も引き続き、第1坑口と周辺の各遺構の関係性を調査することとしているため、令和8年度の調査結果も構成・成果に反映させること。

（令和8年度は夏頃の発掘調査完了および秋頃の調査結果とりまとめ完了予定）

ページ構成については、イのとおりではあるが、会議にて検討の上、既存の専用HPで既に公表している発掘調査に関するページ（11(4)エ・オ・カ及びR8）のリンクも貼り付けること。

## オ 保守管理業務との関係

イで作成する各ページは、11（4）アの「第32軍司令部壕専用HP」のサーバーへアップロードすることとなるが、当HPは別業務の「第32軍司令部壕ホームページ保守管理業務委託」にて、保守管理を行っている。

そのため、当業務の受注者は、保守管理業務委託の受注者と連携したうえで、イで作成する各ページのアップロードを行うものとする。

## カ システム要件

次の要件を基本とし、業務受託後、協議の上、決定する。

### ① 基本要件

- ・ 標準技術対応（デファクトスタンダード対応）  
長期的なメンテナンス性と多目的利用性を確保するため、将来的に受注者以外の会社によるメンテナンスも可能な形とし、特定のベンダーに依存しないオープンな標準技術（デファクトスタンダード）を採用するものとする。  
また、基本としてブラウザだけで動作した上で、事前に保守管理業務委託の受注者と連携し、サーバーに負担をかけないデータ容量で構築すること。
- ・ 保守点検について  
イにより作成したサイトに係る保守管理業務は、例年契約している「第32軍司令部壕ホームページ保守管理業務委託」により管理を想定しているため、当委託内で管理できる手法とすること。
- ・ 作成場所  
イで構成・作成する各ページは、11（4）アの「第32軍司令部壕専用HP」内とする。
- ・ ガイドライン対応  
システム画面は「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェアおよびサービス—第3部：ウェブコンテンツ（JIS X 8341-3:2016）に準拠することが望ましい。  
また、Webの標準技術（HTML Living Standard, CSS3）を遵守すること。
- ・ スマートフォン、タブレット、パソコン等対応  
スマートフォン、タブレット、パソコン等でも閲覧が可能なデータとなるようにすること。

### ② 制約事項

- ・ 対応ブラウザ  
以下の最新ブラウザに対応すること。
  - Microsoft Edge
  - Google Chrome
  - Mozilla Firefox
  - Apple Safari

- ・ ファイル形式
 

原則は、以下の形式のいずれかとするが、デジタルジオラマ等の表現において、以下以外の形式を使用する必要がある場合は、県と協議の上で使用を認めるものとする。

  - HTML / CSS / JavaScript 形式
  - GLB / GLTF等3Dファイル形式
  - gif / jpg / png 等画像ファイル形式
  - mp3 / mp4等音声・動画ファイル形式
  - PDF形式
- ・ CGI機能
 

CGIの利用が必要な場合、Perl及びphpが利用可能である。

## キ 業務要件

次の要件を基本とし、業務受託後、協議の上、決定する。

- ・ コンテンツ制作業務
  - コンセプトの策定
 

デザインを作成する際は、事前に以下の点について県や資料等編さんワーキンググループ会議と協議、確認を行うこと。

    - ◎ デザインのテーマ
    - ◎ メニュー構成概要
    - ◎ 色合い、雰囲気
    - ◎ ユーザビリティ（操作性）の方針
    - ◎ 全体的なデザイン方針
  - コンテンツデザインの制作
 

デザイン制作の際は、事前に以下の点について県と協議すること。

    - ◎ サイトマップ（または画面遷移図）
    - ◎ ユーザインターフェース（操作方法、イメージ等を記載したもの）
    - ◎ 素材（写真、イラスト等）、原稿の確認
- ・ ページ制作
  - ページデザインに基づき、各ページを作成する。
  - コンテンツ構築に使用する原稿は、現行ホームページのコンテンツ及び受託者から貸与された関連資料をベースに県と協議の上、決定する。また、画像素材は可能な限り県から提供するが不足分は受託者にて入手すること。
- ・ 留意事項
 

制作にあたっては、より魅力的かつ分かりやすいコンテンツとするため次の点に重点を置くこと。
- ・ ユーザビリティ等への配慮
 

利用者の視点に立ち、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮し、誰にもわかりやすく使いやすいコンテンツを構築する。

### (3) 資料等編さんワーキンググループ会議

#### ア 資料等編さんワーキンググループ会議の運営等

以下のイ・ウを実施するにあたり、沖縄県が令和8年度に設置する会議を開催し助言を得ることとする。

#### 【沖縄県で設置する資料等編さんワーキンググループ会議の内容】

- ・有識者6名程度で構成（県内在住委員5名、県外在住委員1名）。
- ・監修者1名を設置して、会議の意見等について適宜監修を行うものとする。
- ・会議は、年4回程度開催予定。

※上記内容は、今後の調整状況により変更の可能性あり

会議の円滑かつ効果的な運営により委員間の議論を活性化させ、資料等の検討にあたり、的確な助言を得ることを目的として、委託事業者は以下の事項を行う。

- ① 委員や県担当者等との調整（会議日時、会議の進め方等）
- ② 会議資料の作成、印刷および会議当日の内容説明
- ③ 会場確保、準備、受付等会議の運営

※那覇市内の会議室及び沖縄県庁内会議室を想定

- ④ 会議の議事録、議事概要の作成（議事概要はHP公開を想定）
- ⑤ 委員への謝金・旅費の支払い

※委員の謝金は県規定（10,000円/日/人）による（源泉徴収あり）

- ⑥ その他、会議の運営にあたり沖縄県が指示する事項

※会議は原則として対面方式とするが、状況に応じてリモート方式も想定すること

#### イ ガイド養成プログラムに関する資料等作成支援

（1-1）および（1-2）で作成・検証するガイド養成プログラムについて、ガイドを養成するための効果的なプログラムとなっているのかの検討支援を行う。

そのため、受注者で作成・整理したガイド養成プログラムや、講座・フィールドワークにて検証し、修正が必要な場合は、会議にて議論を行った上で、県と調整の上、成果に反映させるものとする。

受注者は会議に出席を行い、資料の印刷や、内容の説明を行うものとする。

なお、以下の会議および講座・フィールドワークのスケジュールを想定している。

- ・第1回会議 プログラム（たたき台）の確認
- ・第2回会議 プログラム（素案）の確認
- ・第1回講座・フィールドワーク プログラム（素案）にて実施・検証
- ・第2回講座・フィールドワーク プログラム（素案）にて実施・検証
- ・第3回講座・フィールドワーク プログラム（素案）にて実施・検証
- ・第3回会議 プログラム（案）の確認

- ・第4回講座・フィールドワーク プログラム（案）にて実施・検証
- ・第5回講座・フィールドワーク プログラム（案）にて実施・検証
- ・第4回会議 最終確認

#### ウ 第1坑口デジタルジオラマの内容の検討支援

（2）で作成する第1坑口デジタルジオラマ等について、史実等に基づいた正確な内容及び、県民や観光客等が分かりやすい作成が求められている。

そのため、会議にて受注者で作成・整理した各ページの議論を行った上で、県と調整の上、成果に反映させるものとする。

受注者は会議に出席を行い、第1坑口デジタルジオラマに係る各ページ・資料の印刷や、内容の説明を行うものとする。

なお、以下の会議スケジュールを想定している。

- ・第1回 全体的構成の確認  
デジタルジオラマの参考事例（他事例等）を複数案提示・方向性の決定
- ・第2回 素案作成後、文言や写真、図面等に関する議論・決定  
第1回の方針決定に基づくデジタルジオラマの制作イメージ提示・決定
- ・第3回 案作成後、文言や写真、図面等に関する議論・決定  
デジタルジオラマの案作成後、議論・決定
- ・第4回 アップロード前最終確認

#### エ その他

その他、会議運営に当たり、県が指示する事項

## 6 成果品

本委託業務の成果品として以下を提出すること

- (1) 「5 委託業務の内容」において、作成した資料等
- (2) 業務実施報告書 2部（打合せ議事録含む）
- (3) 上記（1）及び（2）の電子データ（PDFデータ及び編集可能な元データ、コンテンツファイル一式、デザインドキュメント一式）

## 7 業務成果の帰属性

### (1) 成果品について

本業務で取得した全ての成果品は、本県へ帰属するものとする。

### (2) 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本県へ帰属するものとする。

### (3) 著作権の処理

本業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入する。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本県は責任を負わない。

## 8 事業実施に係る留意事項

### (1) 経費

ア 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

イ 一般管理費は、人件費及び直接経費（再委託費を除く。）の10%以内とする。

ウ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料の範囲（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。

※ 備品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第2号」に定めるものとする。

消耗品とは、「沖縄県財務規則第153条第1項第5号」に定めるものとする。

○沖縄県財務規則第153条第1項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。

○沖縄県財務規則第153条第1項

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品の形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

### (2) 業務の再委託の制限

#### ア 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### イ 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案の応募者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

#### ウ 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

#### 【その他、簡易な業務】

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

### (3) その他

- ア 業務実施に当たっては、県と十分に協議を行い、関係機関等との連携に努めること
- イ 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

## 9 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

また、報告書確認により確定した支払うべき金額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額とする。

## 10 本事業における労務管理

法令等にしたいがい、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

## 11 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、県担当者や担当部局との情報共有、意見交換を適宜実施すること。
- (2) 本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに契約目的以外に使用しないこと。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。
- (4) 受注者は、第32軍司令部壕に係る各種計画、資料、既存のHP等を熟知した上で、業務を行うこと。なお、以下についても熟読すること。

### ア 第32軍司令部壕専用HP

<https://32okinawa.com/>

### イ 第32軍司令部壕保存・公開基本計画

<https://32okinawa.com/news/%e7%ac%ac%ef%bc%93%ef%bc%92%e8%bb%8d%e5%8f%b8%e4%bb%a4%e9%83%a8%e5%a3%95%e4%bf%9d%e5%ad%98%e3%83%bb%e5%85%ac%e9%96%8b%e5%9f%ba%e6%9c%ac%e8%a8%88%e7%94%bb%e3%81%ae%e7%ad%96%e5%ae%9a%e3%81%ab%e3%81%a4/>

### ウ 第32軍司令部壕ガイドテキスト

<https://32okinawa.com/news/%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%97%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e7%89%88-%e7%ac%ac%ef%bc%93%ef%bc%92%e8%bb%8d%e5%8f%b8%e4%bb%a4%e9%83%a8%e5%a3%95%e3%82%ac%e3%82%a4%e3%83%89%e3%83%86%e3%82%ad%e3%82%b9%e3%83%88%e3%81%ae/>

**工 令和 5 年度発掘調査結果**

<https://32okinawa.com/%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%95%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e3%80%80%e7%ac%ac%ef%bc%93%ef%bc%92%e8%bb%8d%e5%8f%b8%e4%bb%a4%e9%83%a8%e5%a3%95%e8%a9%b3%e7%b4%b0%e8%aa%bf%e6%9f%bb%e3%81%ae%e7%b5%90%e6%9e%9c%e3%81%ab/>

**才 令和 6 年度発掘調査結果**

<https://32okinawa.com/%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%96%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e3%80%80%e7%ac%ac%ef%bc%93%ef%bc%92%e8%bb%8d%e5%8f%b8%e4%bb%a4%e9%83%a8%e5%a3%95%e8%a9%b3%e7%b4%b0%e8%aa%bf%e6%9f%bb%e3%81%ae%e7%b5%90%e6%9e%9c%e3%81%ab/>

**力 令和 7 年度発掘調査結果**

<https://32okinawa.com/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e3%80%80%e7%ac%ac%ef%bc%93%ef%bc%92%e8%bb%8d%e5%8f%b8%e4%bb%a4%e9%83%a8%e5%a3%95%e7%99%ba%e6%8e%98%e8%aa%bf%e6%9f%bb%e3%81%ae%e7%b5%90%e6%9e%9c%e3%81%ab%e3%81%a4/>